

平成 29 年度高知市公害対策審議会における質疑事項

議題Ⅰ 高知市公害防止条例施行規則の一部改正（別表 1）

質疑内容	回答（事務局）
コンビニの除外要件と同じ要件で見直した時に、同じような業種の有無	他の新設業種（細分類）については、原案の時点から除外せず規制対象としている
コンビニのサイズ（事業場床面積）	全体の約 9 割は規制対象となる 50m ² を上回っている (全国 FC 加盟店協会サイトから引用)
高知市内におけるコンビニの店舗数、排水量の調査	店舗数については、平成 29 年 10 月 27 日時点で 164 件ある 排水量については、使用水量から算出すると、最大使用期間を含む期間で約 6 m ³ /日である (商工振興課及び上下水道局お客様サービス課に照会)
排水の水質について	規制基準が適用される 50m ³ /日に満たないため未調査である
他自治体の規制状況等のデータ	産業分類で規定している自治体は 0 市 コンビニを規制対象としている自治体は 10 市あり、業種指定せず一定規模の施設を有する事業所全般を対象にしている (中核市等 43 市に照会)

議題Ⅱ 高知市公害防止条例施行規則の一部改正（別表 4）

質疑内容	回答（事務局）
ただし書きの改正について、書きぶりの修正が必要ではないか	文書法制課の確認を行い、修正案としている